

新潟市立学校適正配置審議会運営要綱

第1条 この要綱は、新潟市学校適正配置審議会規則(以下「規則」という。)第8条の規定に基づき、新潟市立学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員長は、審議会を招集するにあたり、少なくとも開会日の3日前までに、議案を各委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第3条 審議会の議事録は、委員長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとする。

第4条 委員長は、議事の運営上必要がある場合には、傍聴人の数を制限し、又は退場を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成20年7月7日から施行する。